

中央会

組合活性化情報



2007.9
No.515

わかやま

- 「紀州筆筒」地域団体商標登録
- 中小企業地域資源活用プログラム
- 「くみあい祭り」開催のお知らせ
- 会員だより

No.515

2007.9

Contents

W A K A Y A M A

今月のトピックス	1
● ~「紀州筆笥」地域団体商標登録~	
ステップアップ講座	2
●「組合のための税務・会計セミナー」PART	
施策情報	4
● 中小企業地域資源活用プログラムの概要	
● 山下会長 地域中小企業サポーターに!!	
● 官公需確保対策推進協議会(経済産業局)	
● 原油価格等上昇の影響調査結果	
会員だより	8
● 夏休み子供体験乗船(由良町釣船)	
● Uターンフェア	
● 印刷組合50周年	
くみあい元気ルポ(情報連絡員スポットライト)	11
中央会だより	12
● 第4回「くみあい祭り」開催のお知らせ	
● WBC 合同企業説明会開催	
● 改正組合法講習会	
● 中小企業実態基本調査ご協力をお願い	
● 山東省商談会・市場調査のご案内	
● 組合検定試験のご案内	
青年中央会だより	17
全国先進組合事例	18
高年齢者雇用確保措置	20
地域の就職支援活動	21
情報連絡員報告	22
共済制度のご案内	24

今月の トピックス



伝統の「紀州箆笥」地域団体商標登録！

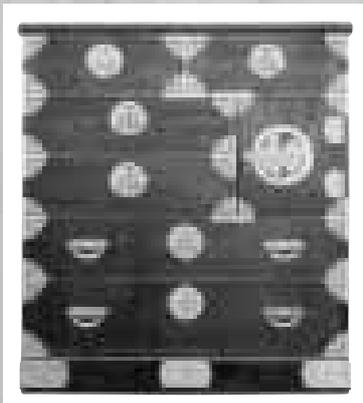
紀州箆笥の歴史は古く、徳川家の歴史書の中にも登場し、既に江戸時代の末期にその製造技術が確立していたとも伝えられています。

昭和62年、紀州桐箆笥は国の伝統的工芸品の指定を受け、組合としても伝統的工芸士の認定事業や各種展示会の開催など様々な事業活動を展開してきました。

平成18年4月からスタートした地域団体商標制度によって、全国各地では地域特産品のブランド作りに拍車がかかり、当組合においても「紀州箆笥」を全国発信するため商標登録に向けて出願。

このほど地域団体商標登録を取得しました。

地域のみならず全国レベルの高い知名度をもって新市場に乗り出した組合では、「紀州箆笥」という伝統に裏付けられたブランドの魅力を十二分に伝えていこうと、多大な意欲を見せています。

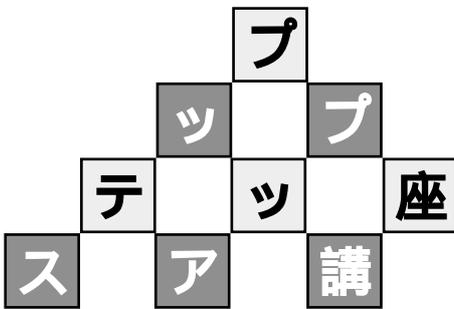


紀州桐箆笥協同組合

〒640-8303 和歌山市鳴神458番地 和歌山富士木工(株)内
TEL 073-471-4551

「組合のための税務」

PART



損益計算書...収益と費用を対応して組合の経営成績を表示するものであるが、下記の様に損益の発生別に区分して表示することが必要になった。

(1)事業収益 (2) 賦課金収入 (3) 事業費用 (4) 一般管理費 (5) 事業外収益 (6) 事業外費用 (7) 特別利益 (8) 特別損失

損益計算書様式例

損益計算書	
自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
<p>(三) 事業費用の部</p> <p>販売事業費用 <u> x x x</u></p> <p>事業費用合計 (C) x x x</p> <p>事業総利益金額又は事業総損失金額 (D) x x x</p> <p>(四) 一般管理費の部</p> <p>一般管理費 <u> x x x</u></p> <p>一般管理費合計 (E) x x x</p> <p>事業利益金額又は事業損失金額 (F) x x x</p> <p>(六) 事業外費用の部</p> <p>事業外費用合計 (H) x x x</p> <p>経常利益金額又は経常損失金額 (I)</p> <p>(八) 特別損失の部</p> <p>特別損失合計 (K) x x x</p> <p>税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額 (L) x x x</p> <p>税等</p> <p>法人税等 (M) <u> x x x</u></p> <p>計 x x x</p> <p>当期純利益金額又は当期純損失金額 (N) <u> x x x</u></p>	<p>(一) 事業収益の部</p> <p>販売事業収益 <u> x x x</u></p> <p>事業収益合計 (A) x x x</p> <p>(二) 賦課金収入の部</p> <p>賦課金収入 <u> x x x</u></p> <p>賦課金収入合計 (B) x x x</p> <p>(五) 事業外収益の部</p> <p>事業外収益合計 (G) x x x</p> <p>(七) 特別利益の部</p> <p>特別利益合計 (J) x x x</p>

$$D = A + B - C$$

$$F = D - E$$

$$I = F + G - H$$

$$L = I + J - K$$

$$N = L - M$$

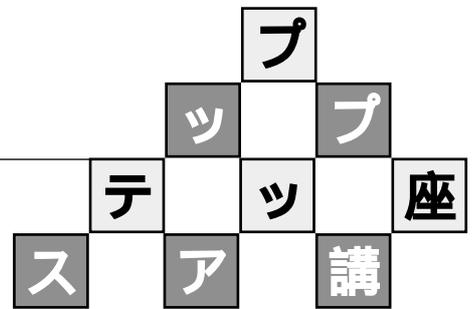
剰余金処分案 (損失処理案) ...剰余金の処分には法定されているものとしては、当期純利益金額 (繰越損失がある場合には控除後の金額) を基準として10分の1以上 (定款で定める金額に達するまで) を利益準備金として、20分の1以上を教育情報費用繰越金として積み立てることが義務づけられている。法定外の処分としては、定款の規定により当期純利益金額の10分の1以上を損失のてん補に充てるために特別積立金として積み立てをするものがある。主

に、これらの処分を行った後、出資配当金及び利用分量配当金を行うことが出来る。(重要) 一方、取崩しには、i . 利益処分案における特別積立金の取崩し ii . 損失金のてん補のための取崩し (定款に順序を決めている) iii . 教育情報費用繰越金のよう

に損益計算書に戻入れがされるものがある。
1. 当期末処分損益金額と組合積立金の取崩額の合計額が零を超える場合であって、かつ剰余金の処分がある場合には剰余金処分案を作成しなければなら

会計セミナー」

税理士 後安宏彦



い。(但し剰余金の処分がない場合でも上記合計額が零を超える場合には、これに含まれるとされる。) 2. 1. 以外の場合は損失処理案を作成しなければ

らない。

3. 剰余金処分案及び損失処理案は下記に掲げる様式例に掲げる項目に区分しなければならない。

剰余金処分案様式例

損失処理案様式例

剰余金処分案			
自平成 年 月 日		至平成 年 月 日	
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)			
1 当期純利益金額	× × ×		
(又は当期純損失金額)			
2 前期繰越剰余金	× × ×	× × ×	
(又は前期繰越損失金)			
組合積立金取崩額		× × ×	
剰余金処分額			
1 利益準備金	× × ×		
2 教育情報費用繰越金	× × ×		
3 組合積立金	× × ×		
4 出資配当金	× × ×		
5 利用分量配当金	× × ×	× × ×	
次期繰越剰余金		<u>× × ×</u>	

損失処理案			
自平成 年 月 日		至平成 年 月 日	
当期末処理損失金			
1 当期純損失金額	× × ×		
(又は当期純利益金額)			
2 前期繰越損失金	× × ×	× × ×	
(又は前期繰越剰余金)			
損失てん補取崩額			
1 組合積立金取崩額	× × ×		
2 利益準備金取崩額	× × ×		
3 資本剰余金取崩額	× × ×	× × ×	
次期繰越損失金		<u>× × ×</u>	

貸借対照表及び損益計算書並びに利益金処分計算書等の関係 (チェック)

貸借対照表の純資産の部の利益剰余金の当期末処分剰余金の欄は、剰余金処分案の 当期末処分剰余金と一致します。損益計算書の最終行の当期純利益

金額は、貸借対照表及び剰余金処分案の当期末処分剰余金のなかの当期純利益金額と一致します。貸借対照表及び剰余金処分案の当期末処分剰余金のなかの前期繰越剰余金は、前期の剰余金処分案の最終行の次期繰り越し剰余金と一致します。

まとめ

「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」の施行に伴い2回にわたりその内容を説明してまいりました。決算関係書類の表示が、一般の株式会社等の決算書に近くなったと感じられるでしょう。当然、組合会計も企業会計原則に依拠して会計処理を行わなければなりません。さらに組合独自の剰余金の処分等特殊な会計処理も必要となります。まず、自組合の定

款の会計に関する規定を確認してください。その上で本稿を再度読んでいただくと、さらに理解が深まると思います。

通常総会開催までの手続きに大幅な日数が必要となりますし、決算関係書類の表示が大幅に変わっていますので、事前に中央会等に相談して、改正に対応した決算関係書類を作成していただきたいと思ひます。

施策情報

地域資源を活用して新事業の創出

中小企業地域資源活用プログラムの概要

地域の「強み」である産地の技術、農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品・新サービスの開発・市場化に取り組む中小企業を総合的に支援します

地域資源とは・・・

法（ ）では、地域産業資源＝地域資源を 地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物または鉱工業品、 特産物となる鉱工業品の生産にかかわる技術、 地域の観光資源として相当程度認識されているもの、の3点に定義づけています。いわば、地域の強みとなり得る特長的なもので、地域の中小企業らが活用可能なもの、ということができます。

その具体的な形は多岐にわたりますが重要なことは、それを広く活用することで地域ブランド化など将来の事業展開が期待できることにあります。

地域資源を活用した中小企業の取組みは大きく分けて（1）産地技術型、（2）農林水産型、（3）観光型の三類型を想定しています。

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」
（中小企業地域資源活用促進法）H19.6.29施行

産地の技術



鋳物、織維、漆器、陶磁器等

農林水産品



果物、魚、木材等

観光資源



文化財、自然景観、温泉等

地域資源を活用した新商品開発を支援

中小企業が法律に基づき地域資源を活用した事業計画を策定し、国の認定を受けると次の支援を受けることができます。

補助金

お問い合わせ ... > 近畿経済産業局

● 地域資源活用売れる商品づくり支援事業

地域資源を活用して新規性の高い新商品開発等に取り組む中小企業等に対し、試作品開発、デザイン改良、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。（2/3補助）

相談、助言

お問い合わせ ... > 近畿経済産業局

● 市場志向型ハンズオン支援事業

マーケティング等に精通した専門家が、新商品、新サービスの開発・販売に取り組む地域中小企業の相談に応じ、市場調査、商品企画、販路開拓、事業性評価等に係るアドバイスなど徹底したハンズオン支援を行います。

融資等

● 政府系金融機関

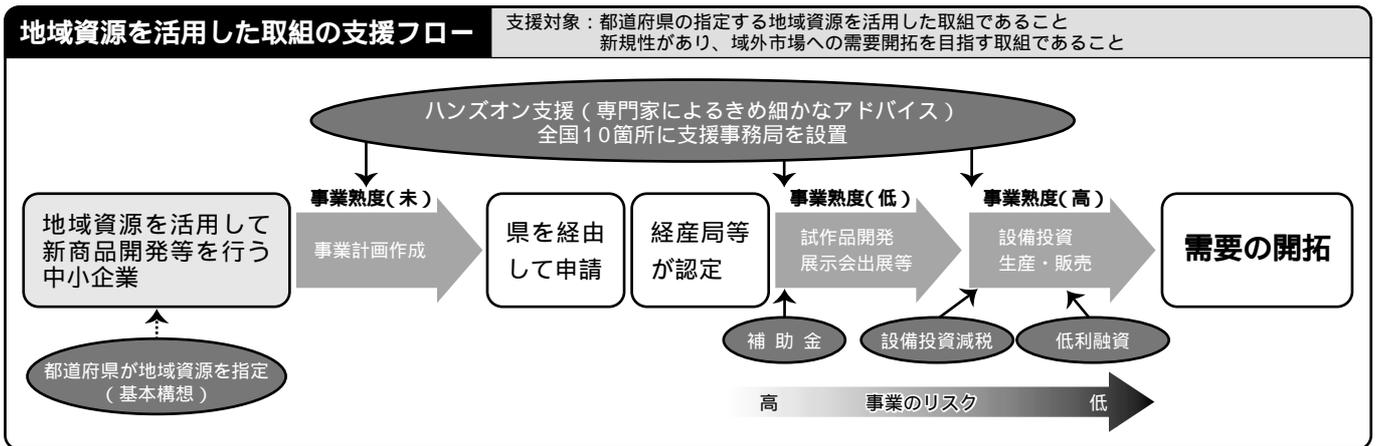
（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫）が、事業資金、設備資金を低利で融資します。

- 信用保証協会の債務保証枠の拡大
(既存の保証制度とは別枠での債務保証を実施します。)
- 高度化融資
(組合が行う施設の整備に必要な資金を都道府県と中小機構が協力して融資します。)
- 食品流通構造改善機構による債務保証
(食品関係の取組に必要な資金の借入れに係る債務保証等を実施します。)

税 制

お問い合わせ ... > 近畿経済産業局

- 設備投資減税
(機械、装置を取得した場合、取得価格の7%の税額控除又は30%の特別償却ができます。リースの場合は、リース総額の60%相当額の7%の税額控除ができます。)



地域資源を活用した新事業の掘り起こしやブランド化を支援

1 地域資源を活用した新たな取り組みの掘り起こし

- 地域資源活用コーディネート活動支援等 **お問い合わせ** ... > 中小企業基盤整備機構
中小機構が、商工会、商工会議所、地場産業センター、中小企業組合、NPO法人等が行う交流会や研究会など、地域中小企業と外部人材とのネットワーク構築活動（コーディネート活動）等を支援します。
- 地域資源活用型研究開発事業 **お問い合わせ** ... > 近畿経済産業局
経済産業局が、地域での新事業創出のため、地域資源を活用した新商品開発等を目指した、企業と大学等との連携による実用化研究開発への支援を行います。

2 地域資源の価値向上（ブランド化）に向けた地域一体の取組に対する支援

- 地域資源活用販路開拓等支援事業 **お問い合わせ** ... > 近畿経済産業局
地域資源を活用した新商品、新サービスの販路開拓等に取組む組合等に対し、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。(1/2補助)
- 商談会やアンテナショップに対する優先的な出展 **お問い合わせ** ... > 中小企業基盤整備機構
中小機構が、地域中小企業の取引機会やテストマーケティングの機会の拡大を図るために行う商談会の開催やアンテナショップの開設に対して、優先的に出展できます。

近畿経済産業局 創業・経営支援課 > TEL.06-6966-6014 (直通)

中小企業基盤整備機構・地域経済振興部 > TEL.03-5470-1533

山下会長 地域中小企業サポーターに!!

当中央会の山下会長が、この度、地域中小企業サポーターに委嘱されました。

8月21日(火)霞ヶ関東京會館において委嘱状交付式が開催され、甘利経済産業大臣より委嘱状が手渡されました。

「中小企業地域資源活用プログラム」の推進の一つとして各地で「サポーターズサミット」が開催され、地域中小企業サポーターが地域資源活用推進の応援役として、新たな事業展開を後押しすることになります。



官公需確保対策地方推進協議会開催



8月29日(水)平成19年度官公需確保対策地方推進協議会(主催:近畿経済産業局)が和歌山商工会議所において開催されました。

主催者である近畿経済産業局産業部中小企業課の森川課長補佐より「平成19年度中小企業者に関する国等の契約の方針」についての説明があり、続いて和歌山県商工振興課副課長と当中央会情報総務課長により、官公需施策についての取組状況が詳細に説明されました。

平成19年度中小企業者に関する国等の契約の方針

(概要:抜粋)

- | | |
|------------------------------------|------------------------------|
| (1) 情報提供の促進 | (9) 適正価格による発注 |
| (2) 中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び受注機会の増大 | (10) 地方支分部局等における地元中小企業者等の活用 |
| (3) 官公需適格組合等の活用 | (11) 中小建設業者に対する配慮 |
| (4) 指名競争契約等における受注機会の増大 | (12) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大 |
| (5) 中小企業者への説明の徹底 | (13) 新規開業者に対する受注機会の増大に向けての措置 |
| (6) 銘柄指定の廃止 | (14) 調達手続きに関する簡素・合理化 |
| (7) 分離・分割発注の推進 | (15) 中小企業者の自主的努力の助長 |
| (8) 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮 | |

2. 中小企業者向け契約目標

平成19年度における国等の契約のうち、中小企業者向け契約の金額が、約4兆2,406億円となるよう努めるものとする。

この金額は、国については約2兆5,936億円、公庫等については約1兆6,469億円とする。

3. 官公需に係る施策の推進

原油価格・原材料価格上昇の影響調査結果について

～ 中小企業では9割の企業が収益面で影響～

平成19年8月7日 経済産業省中小企業庁

経済産業省では、昨今、原油価格及び原材料価格が国際的に上昇・高水準で推移していることから、大企業・中小企業への影響について、調査を行い、その結果をとりまとめました。

1 調査の概要

- (1) 原油価格上昇が我が国産業に与える影響について、9回目の調査を実施（中小企業は8回目）^{【注】}。調査期間は、本年7月上旬から下旬まで。
- (2) あわせて、価格高騰・高止まりが見られる原材料価格（原油、石油製品以外の鉄鋼製品、銅製品、亜鉛、ニッケル、アルミ等の価格）が我が国産業に与える影響についても調査。

【注】・2004年8月より、原油価格上昇が我が国産業に与える影響について調査を実施（大企業調査：過去8回、中小企業調査：過去7回）。前回は昨年10月3日発表。
・今回の大企業調査では、これまでの9業種に加えて、2業種（産業機械、サッシ・耐火物）を追加。

2 調査結果

・大企業調査の結果

(1) 原油価格の影響について

総じて見れば、価格転嫁がやや進む中、収益・経営に与える影響については、大きくは深刻化していないものの、多くの企業が収益面で影響を受けている。

とりわけ、原油・石油製品の投入比率が大きい業種の一部では、収益・経営への影響が若干拡大。

(2) 原材料価格の影響について

総じて見れば、収益・経営への影響は幅広い業種において認められるが、業種・企業によって使用する主な原材料が異なることや価格転嫁の状況等から、その影響の程度にはばらつきが見られるが、収益面で「大きく圧迫」と回答する企業は約半数に上る。

なお、製品価格への転嫁について、今回調査時点では「困難」又は「やや困難」とする企業の割合が約4割となっているが、今後の見通しについては約8割が「困難」又は「やや困難」としている。

・中小企業調査の結果

(1) 原油価格の影響について

原油・石油製品価格の上昇により、収益面で影響が生じている企業は約9割となり、前回調査（昨年の夏）より拡大。

価格転嫁困難な企業の割合は低下傾向にあるものの、依然として高水準。

(2) 原材料価格の影響について

原材料価格の上昇により、収益面で影響が生じている企業は約9割。

価格転嫁が困難な企業の割合のうち、全く転嫁できていないとする企業が4割。8割以上転嫁できている企業は1割に満たない。

原油・原材料価格は、依然として高水準で推移していることから、経済産業省としては、原油・石油製品及び原材料の価格動向が産業・企業に与える影響について、引き続き細心の注意を払いフォローしていく。

【参考】

大企業調査 対象業種（11業種、79社） ・原油・石油製品の投入比率が大きい業種：化学、繊維、ガラス、紙・パルプ、サッシ・耐火物
・原油・石油製品の投入比率が小さい業種：鉄鋼、電気機械、自動車・自動車部品、非鉄金属、セメント、産業機械
中小企業調査 対象業種（25業種、1,157社） ・製造業：金属製品、鉄鋼、プラスチック製品、窯業・土石製品等
・非製造業：建設、運輸、卸・小売、クリーニング等

会員だより

小学生達による遊覧体験!! ～ 由良町釣船業協同組合～

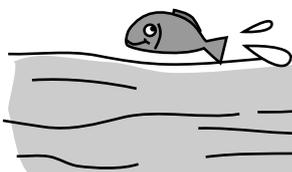
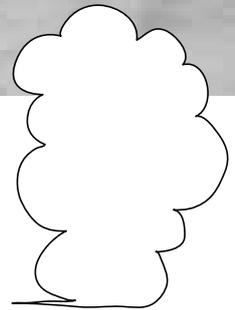
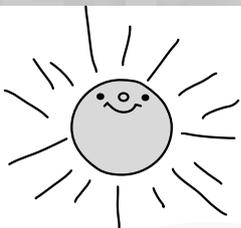
7月30日(月) 由良町釣船業協同組合による小学生達の遊覧体験が行われました。

この遊覧体験は、普段フェリー等に親んでいる子供達に、揺れる船も体験してもらおうと、大阪府門真市立古川橋小学校が臨海学校の一環として計画、組合の協力により今回実現の運びとなりました。

小学生達総勢82名が組合の遊漁船6隻に乗り込み、日高町小杭港から、途中、蟻島、ひじき鹿尾菜島、白崎、つづ十九島、黒島を通り、由良町戸津井港までの1時間の遊覧航行がスタート。

子供達は次から次へと来る波しぶきに大はしゃぎ。また、船から見る景色を大いに楽しんでいました。

組合の中村理事長に話を聞くと、「今日はあいにく風が強かったが、子供達にとってはそれも良い思い出になるのではないか」と話されていました。



由良町釣船業協同組合
TEL 0738-66-0309

第27回きのくに人材

Uターンフェア



過去最多の企業74社が集結!! ～きのくに人材Uターンフェア～

8月13日（月） ホテルグランヴィア和歌山にて、第27回きのくに人材Uターンフェアが開催されました。

毎年お盆のこの時期に実施されるUターンフェアは、来春卒業予定の学生だけでなく、一般のUターン希望者も対象としており、昨年は63名の採用内定がありました。今年は過去最多の出展企業74社（新規14社）、募集人員371名に対して358名（学生237名、一般121名）が参加。会場内の各企業ブースでは、人事担当者の話を真剣な表情で聞く学生達の姿が見受けられました。

「事務系での就職を希望しています。今回初めて参加したのですが、和歌山に色々な企業が有るのを知る事が出来て良かったのと、職業興味検査が今後の就職活動に参考になりました。」（和歌山県下の短大に通う女子学生）



企業の経営者の方に話を聞くと、「昨年良い人材を獲得出来たので、今年も参加しました。求める人材像としては、心身共に健康で、当たり前の事を当たり前前に意欲的に取り組める人ですね。」との事でした。

次回のきのくに人材Uターンフェアは来年4月21日（月）開催予定となっています。

会員だより



未 来 へ の 印 刷

～ 印刷組合50周年～

8月25日(土) ホテルグランヴィア和歌山において和歌山県印刷工業組合が創立50周年記念式典を開催しました。

昭和32年の設立以来、50年の永きにわたり組合員の結束力と創造力で業界の発展に寄与してきました。

組合では50周年を記念し、和歌山県が取り組む「企業の森」事業に参画、田辺市鮎川の0.5haの土地に約1,000本の植栽を行い、地球環境改善のための貢献を目指すなど、社会や環境に目を向けた企業活動を展開していきます。

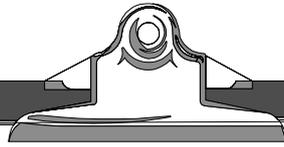
「未来への印刷」をキャッチフレーズに「印刷組合員ならではの」という意識をもって、これからの新しい印刷業界のかたちを創造していこうと決意も新たに記念式典に臨みました。



献血活動



和歌山県印刷工業組合
和歌山市七番丁11番地の1
TEL 073-433-2685



しみあい元気汁

新 情報連絡員 スポットライト

～ 七曲商店街協同組合 ～

今月号は、先月号に引き続きまして、今年度新たに情報連絡員に就任された^{■い}抜井 清氏にお話をお伺いしましたので、その内容をご紹介します。

今、組合で力を入れている事若しくは組合PRについて

まず、お客様に対するサービスとして、売上に応じてシールを渡し、貯まったらお買い物ができる若しくは毎年1回（今年は12月を予定）開催しているガラガラ抽選会の抽選券として使用できるという事業を実施しています。また、今年7月から、毎月7の付く日は七曲特価市を開催しており、各店3品目ほど通常よりお安く提供しておりますので、7の付く日は是非、七曲商店街にお越し下さい!!



抜井副理事長

抜井さんは、七曲商店街で鶏肉専門店「とり久」を経営されていますが、創業の経緯、お店の経営において大切にされている事若しくはお店のPRについてございましたらお願いします。



「とり久」は、昭和40年に七曲商店街で創業し、清潔・親切をモットーに、毎日新鮮な和歌山県産の鶏肉を吟味して販売しております。紀州鶏（JAS認定の地鶏）と言いまして、鶏の中で一番味の良いシャモ（軍鶏）と、にわとりとの交配で生まれたシャモ紀州鶏です。是非、本物の地鶏を味わってみて下さい!!

ご自身の日常について



朝7時からの営業なので、健康には留意しています。暴飲・暴食はせず、夜更かもしない様になっています。運動としては、歩いたり、休みの日は毎月2回ほどゴルフで汗を流しています。それが趣味ですかね。それ以外では、囲碁が好きなので、テレビで囲碁の番組を見たりして過ごしています。

中央会だより

第4回和歌山くみあい祭り 開催のお知らせ

和歌山の特産品が一挙勢揃い！！

和歌山県中央会では、下記日程で「和歌山くみあい祭り」を開催し、専門集団である組合の重要性和組合員である中小企業の魅力や特色をご覧頂くと共にプロの知恵やノウハウを体感して頂きます。

開催日

平成19年11月17日（土）
18日（日）の2日間
10：00～16：30
（18日は16：00迄）

内容

組合及び組合員企業の製
品・商品等の展示、販売
その他

会場

和歌山市毛見1538番地
マリーナシティホール
「ウエーブ（WAVE）」

問合わせ先

和歌山県中央会
連携支援部支援課
（高橋、平中）
TEL 073-431-0852

第4回 和歌山くみあい祭り 出展申込書

和歌山県中小企業団体中央会 宛

下記のとおり出展を申し込みます。

平成19年 月 日

団体・企業名 _____
代表者名 _____
住 所 _____
T E L _____
出 展 品 名 _____

送付先 FAX 073-431-4108

和歌山ブライトカンパニーズ 合同企業説明会開催！！

8月31日（金）昨年度より起ち上げた「若者と中小企業とのネットワーク構築事業」によるWBC（和歌山ブライトカンパニーズ）合同企業説明会をホテルグランヴィア和歌山において開催しました。

各企業毎のデスク・ブースでは、多くの若者達が、自由な雰囲気の中で会社説明を受け、関連に相談会が実施されました。

本事業では、今年度もホームページ作成やインターンシップなど多彩な活動を実施、和歌山の企業としての魅力を若者達に発信しながら人材確保支援を行っていく予定です。



① ホームページ作成



② WBC合同企業説明会

お問い合わせ：和歌山県中央会
TEL 073-431-0852
（田中、木本、中井）

中央会だより

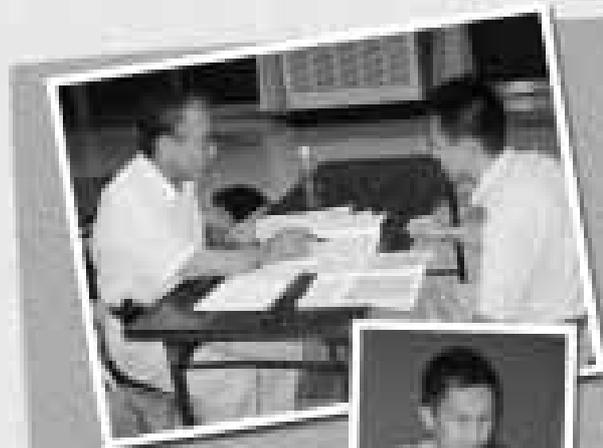
県内3カ所で 改正組合法講習会を開催!!

平成19年4月1日に「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴って組合等の運営方法が大きく変わりました。

このため組合役職員の皆様方に改正法及び政省令の内容を理解していただき、適性に対応していただくことを目的に改正組合法講習会を開催しました。

講習会は県内3会場（和歌山市、新宮市、田辺市）で開催し、「改正組合会計基準の概要」、「改正組合法のポイント」というテーマの2部構成で行われ、決算関係書類、事業報告書及び監査報告について具体的な作成基準が示されたこと、組合員規模や共済事業の有無によって対応すべき点が異なること等についての説明がありました。





平成19年中小企業実態基本調査ご協力のお願い!!

経済産業省中小企業庁では、全国の中小企業（個人事業者を含む）約10万社に対して8月末迄に調査票を送付しております。

この調査は、中小企業の実態を把握するため、法に基づいて実施する国の調査で、平成16年より毎年実施しています。

組合等におかれましても組合員企業へのご周知の程よろしくお願い致します。

尚、お問い合わせにつきましては、中小企業庁がフリーダイヤル（無料）を開設しております。

電話：0120-434-369 受付時間：平日 9：00～18：00

中央会だより

山東省商談会・市場調査のご案内!!

～ 中国輸出振興部会 ～

中央会では、中国への輸出・工場進出等を計画している和歌山県企業と中国山東省企業との経済交流を図るべく平成17年度より山東省青島市において商談会・市場調査を実施しており成果をあげております。

今年度も山東省済南市において商談会・市場調査を開催いたします。

商談会

県内企業の中国市場進出を図るべく開催！

行程	11月12日	関空出発、北京経由
	13日	経済開放区等視察
	14日	商談会
	15日	北京経由、関空着

市場調査

経済発展が著しい山東省の生産・流通をはじめとした市場の現況把握を行い、新たな販売先や生産拠点を探る企業の輸出等海外展開を図るべく上記行程にあわせて開催します。

参加ご希望の方は、中央会までお申し出下さい。
TEL：073-431-0852（担当：田中・黒江）

組合士になろう
検定試験を受けて



just try

平成19年度「中小企業組合検定試験」受験案内

受験資格 中小企業組合にお勤めの方、または専事
役員しようとする方

試験日 平成19年12月2日（日）

試験場所 札幌・青森・秋田・仙台・さいたま・東京・長野・
静岡・名古屋・大阪・松本・岡山・広島・山口・
高松・福岡・長崎・大分・鹿児島・那覇

受付期間 平成19年8月3日（月）～10月15日（月）

受験料 5,000円（一部科目免除者は3,500円）

試験科目 「組合会計」「組合制度」「組合運営」

申込方法など詳しくは、和歌山県中小企業団体中央会
事務局へお問い合わせ。TEL 073-431-0852
（受験料等は和歌山県中小企業団体中央会に納めます。）

平成19年度

中小企業組合検定試験

主催/全国中小企業団体中央会

後援/中小企業庁

協力/和歌山県中小企業団体中央会

青年中央会だより

組合青年部講習会開催！！

8月25日（土）シティイン和歌山において、組合青年部講習会が開催されました。

この組合青年部講習会は、中央会の会員組合で青年部が有る組合を対象に、夏と冬の年2回開催しています。

今回の講習会は、（有）オフィスほづみ 代表取締役 村田溥積先生をお招きして、「少子高齢化時代の会社経営」というテーマで実施しました。

村田先生は大学教授（商法）を歴任後、現在、講習会を通じて商法の実務への応用や労務管理等のコンサルティングを行われており、少子高齢化時代の現況を知る事ができました。

また、講習会終了後には、交流会（ビアガーデン）も開催され、情報交換を行い、青年部間の交流がより一層深まりました。



青年部に関するお問い合わせは、
中央会情報総務課（担当：黒江）まで
TEL：073 - 431 - 0852

全国先進組合事例

広島県

広島県
広島
魚
商
協
同
組
合
携帯メールを活用したネットチラシ配信システムの構築

所在地 〒730-0832
広島市西区草津港1-8-1
広島市中央卸売市場内

電話番号 082-279-2662

FAX番号 082-279-2663

設立 昭和59年12月

組織形態 同業種同志型組合

出資金 17,490千円

地区 広島県

主な業種 水産物小売業

組合員数 583人

専従理事 1人

組合従業員 2人

URL <http://www.uoshou.or.jp>

広告宣伝の費用的限界を解決するため、情報ネットワークシステムを活用したネットチラシ配信システムを構築・運用することにより、消費者へのタイムリーな情報提供が可能となった

背景と目的

当業界においては、魚食普及を如何に進めるかが重要な課題となっていることから、消費者との「接点」を強化していくことが必要とされており、消費者に対して「効果的に伝達する方法」を模索していた。そうした中、既に組合内に整備されていた情報ネットワークシステムを活用したネットチラシ配信システムの構築に取り組んだ。このシステムは、商品情報を日々消費者の携帯電話にメールで配信するもので、使用コストがかからず、また情報の即時提供が可能なシステムである。

事業・活動の内容

業界の活性化には、消費者への魚食普及の働きかけが必要であり、そのためには消費者に対して情報発信ができる手段を整備する必要があった。一般的な情報や魚食普及に関する情報はホームページで公開することとし、同時に鮮魚情報を提供できる方法を模索した。鮮魚は、その商品特性やコスト面で紙のチラシによる情報提供が難しいため、従来の方法とは違う発想が必要であった。そこで、昨今の携帯電話によるメール環境の普及に着目し、メールでの情報提供を行う手法を構築することとした。

成果

メールチラシ配信システムが稼動したことで、組合員による消費者への情報提供の即時化・低コスト化の体制を整えることができた。また、魚食普及を促すためには、業界・鮮魚店と消費者との信頼関係が必要であり、消費者に対する情報発信の手段を得たことで、消費者とコミュニケーションが取りやすくなったことや売り方一つとっても自由な発想により、いくらでも幅が広がることを学ぶことができ、組合員の意識改革にも繋がっていったことは大きな成果であった。



宮崎県

宮崎県弁当仕出事業協同組合

所在地 〒880-0123
宮崎市大字芳士1035番地
電話番号 0985-72-2522
FAX番号 0985-72-2575
設立 平成14年3月
出資金 60千円
組織形態 同業種同志型組合

地区 宮崎県
主な業種 弁当製造・販売
組合員数 10人
専従理事 4人
組合従業員 10人
U R L
<http://www.wesn-abekikaku.co.jp/kumiai.html>

フランチャイズで規制されている担当地域や定番商品の枠を超えて組合員の収益性の向上を図るとともに、経営基盤強化を目指した事業を推進する

背景と目的

県内で弁当の製造販売を業務とするフランチャイズ加盟店は、外食産業やコンビニ等との厳しい競争の激化に直面していた。加えて、売上高へのロイヤリティの他に、仕入食材にも手数料の徴収が制度化されるなどフランチャイズ本部の経営スタンスにも不安を抱いていた。こうした不安を解消し、会員相互の経営健全化を図るために組合の設立を推進した。組合の設立に当たっては、フランチャイズ本部の抵抗もあり県の認可を受ける過程で問題が発生したが、発起人及びグループの強い結束で組合の設立が実現した。

事業・活動の内容

組合の主たる事業は、組合員のためにする原材料並びに副資材の共同購買、組合員のためにする共同受注斡旋事業、組合員のためにする共同宣伝事業の3つである。この中で組合員の収益性の向上に直接貢献するのは、観光団体・スポーツグループ・福祉団体など各種団体からの共同受注斡旋事業であり、コーディネーターが企画、受注した契約を各地の組合員が製造・販売するシステムである。この事業の推進により、フランチャイズで規定されている担当地域や商品の規制を超えた規模の売上高の確保が可能となり、フランチャイジーの枠を超えた収益を確保することが期待される。

成果

宮崎県は全国有数の観光県であり、海外からの観光団体も増加の傾向にある。また、本県の温暖な自然環境を利用するスポーツや芸能グループの来県が増えつつあることから、観光団体と同様に弁当のニーズが増えつつある。

これら県外顧客の把握を目指して、楽天市場にネットショップをオープンした。このショップで宮崎特産の「チキン南蛮」を紹介したところ多くの反響を呼ぶとともに、来県団体から弁当の仕出注文が急激に増加しつつある。

さらに組合の新事業として、新商品の開発や新惣菜の加工なども視野に入れ、県内外の弁当ニーズに対応することにより組合員の経営基盤強化に努めることとしている。



平成19年4月1日から 高年齢者雇用確保措置の 義務対象年齢が 63歳に引き上げられました

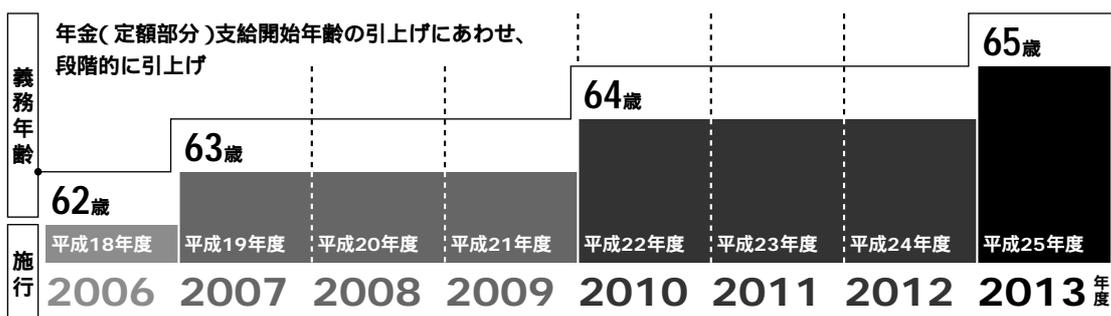
いずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じることが義務づけられています

定年の引上げ

継続雇用制度の導入

定年の定め廃止

継続雇用制度の導入については、原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められますが、事業主が労使協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、措置を講じたものとみなされます。



なお、上記の高年齢者雇用確保措置の実施義務化の対象年齢は、あくまでも当該期間内における高年齢者雇用確保措置の制度上の義務化年齢を定めているものであり、当該期間中に定年に到達した者の雇用終了年齢を定めているものではありませんので、ご注意ください。

このため、例えば、60歳定年の企業における、定年到達日の属する期間別の継続雇用制度等の雇用終了年齢(少なくともこの年齢に到達する日までの雇用が必要)は次のとおりになります。

- 平成19年4月1日～22年3月31日
..... > 60歳定年到達者：63歳
- 平成22年4月1日～25年3月31日
..... > 60歳定年到達者：64歳
- 平成25年4月1日以降
..... > 60歳定年到達者：65歳

高年齢者雇用確保措置の 実施に当たって 問題を抱えている事業主の方は...

相談・援助

「高年齢者雇用アドバイザー」から人事・労務管理制度等に関する専門的・技術的アドバイスを無料で受けられます！

継続雇用制度奨励金

平成19年3月31日までに、65歳以上までの定年の引上げ、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入等を行うなど、一定の要件を満たした場合、「継続雇用制度奨励金」が支給されます！

詳しくは都道府県高年齢者雇用開発協会へお問い合わせください
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構ホームページもご覧ください
<http://www.jeed.or.jp/>

お問合せは中央会まで
TEL 073-431-0852

厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/index.html> もご覧ください。

わかやま

和歌山パワー

POWERで

バックアップ!



平成19年度 地域労使就職支援機構事業実施内容

当機構は

- ・企業合同面談会の開催
 - ・就職能力向上セミナー・講習会の開催
 - ・再チャレンジ支援事業(トライアル雇用)の推進
 - ・無料職業紹介
- を行っております。詳しくは支援機構まで!!

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

〒640-8227 和歌山市西汀丁26(県経済センター4F)

TEL.073-402-2111 FAX.073-425-5086

- ・Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp
- ・ホームページ <http://www.waroushi.jp>

構成団体／連合和歌山・経営者協会・中小企業団体中央会・商工会議所連合会・商工会連合会

情報連絡員発表

7月分

DI (ディフュージョンインデックス) 値

DI 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

DI 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

DI 値 > 0 ... 景気上向き

DI 値 = 0 ... 景気横ばい

DI 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

- 32.5 / 前月比10ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業種	項目	売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
製造業	食料品	↓	↓	→	↓
	繊維同製品	↓	↓	→	↓
	木材木製品	↓	↓	↓	↓
	印刷	↓	↓	↓	↓
	化学ゴム	↓	↓	→	→
	窯業土石製品	↑	→	→	→
	鉄鋼金属	↓	→	→	→
	その他	↓	↓	↓	↓
非製造業	卸売業	↑	→	→	→
	小売業	→	↓	↓	↓
	商店街	→	↓	↓	↓
	サービス業	↑	→	↓	→
	建設業	→	↓	→	→
運輸業	→	↓	→	↓	
DI 値		- 15.0	- 22.5	- 20.0	- 32.5

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

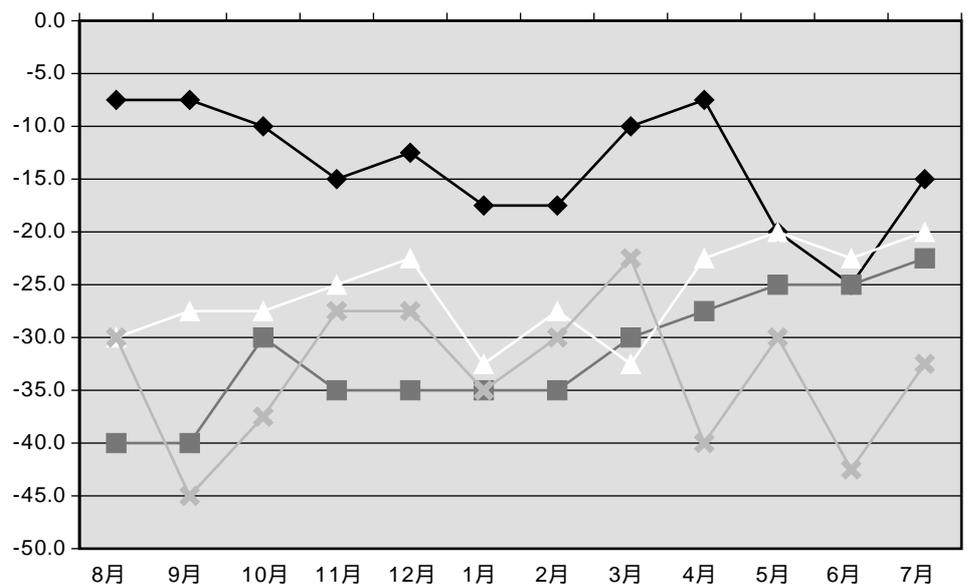
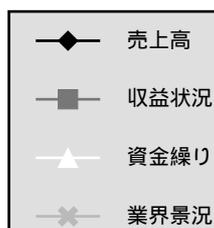
総評

前年同月比における「業界景況」判断指数(DI値:景気動向指数)は、マイナス32.5ポイントであり、同6月調査と比べて10ポイント改善した。

同6月調査と比べ、「売上高」も10ポイント改善、「収益状況」も2.5ポイント改善、「資金繰り」も2.5ポイント改善した。

7月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は23名、「悪化」との回答は15名で、「好転」との回答は2名であった。

年間DI値 (前年同月比) の推移



● 製造業 ●

食 料 品	中元商戦は前年対比10%前後の減のところが多い。梅離れの傾向か。(紀州みなべ梅干)
織 維 ・ 同 製 品	天候不順により、小売は低迷している。バーゲンでも売れ行きが悪い。原材料は依然として値上がりが続く。(ニット)
	盛り上がりには欠け、静かな状況である。(紀州繊維)
	原材料費が上がってきました。(手袋)
木 材 ・ 木 製 品	先月同様受注の動きは鈍い。また、上半期の受注数は最低、特に関西エリアは最悪。工場の稼働率が低下しているため、機械等の導入計画は無く、資金要請の話は聞かれない。(建具)
	仕入高、製品価格の低下で採算が取れず、8月で工場を閉鎖する企業も出てきました。(木工センター)
化 学 ゴ ム	加盟企業全体から原料高の報告がある。(化成品)
鉄 鋼 ・ 金 属	好調を持続中。参院選の結果、経済の影響懸念。(住金協力企業)
そ の 他	5月連休後動きが鈍い。(海南特産家庭用品)

● 非製造業 ●

卸 売 業	品物の単価、価格が少し上昇。(青果)																
	今年は猛暑になると期待されていたが、梅雨も長く続き、家庭用エアコンの売れ行きが全く振るわなく、大きく期待が外れた。建設業も含め、付随する設備業界も稼働率が悪い。チェーン店組織の小売業店舗、飲食店の建設は多いが、地場企業の新設は少ないといった事が当面続きそうだ。(電設資材)																
小 売 業	7月27日オークワプライスカットが開店。今後の影響については未定であるが、少しずつ響いてくるのではないかと。8月31日には地元スーパー(組合員)1店が閉店する。(日高総合卸売市場)																
	依然として厳しい状況です。特に夏場は軽装のため、宝飾品の売上は低下。時計はネット上の価格と対抗出来ず、若者の小売店離れが目立っている。眼鏡で何とか息をしている所もあるが、次々と安売り店(チェーン店)進出で収益率低下。(県時計貴金属眼鏡)																
	町の賑わいを生みだすため、和歌山市は7月30日、中心市街地活性化法に基づいて、中心市街地活性化基本計画を国に申請したと発表した。旧丸正百貨店を拠点とし、開設予定の和歌山観光大学の事務局の入居と汀丁の元三井アーバン及び東急インの空きスペースを講義場所に利用するとの事。和歌山市が提唱している「城まち賑わい拠点の創出」、「城まち居住促進」、「城まち回遊性の向上」は和歌山観光大学により創られるのだろうか?また、ビブレ跡(現在解体中)のポートピア誘致計画は頓挫したが、同じくらくり大通り(元寺町通り)の元有田交通跡に再度誘致を計画しているとの事。(和歌山市)																
サ ー ビ ス 業	夏期休暇を迎えたが、個人消費は依然として盛り上がりません。最近では予想外の出来事がある日突然起こる場合が多いため、慌てずに対応するしかない状況です。(旅館)																
	<table border="0"> <tr> <td>宿泊人員(対前年同月比)</td> <td>103.4%</td> </tr> <tr> <td>総売上</td> <td>100.4%</td> </tr> <tr> <td>1人当たりの消費単価</td> <td>97.1%</td> </tr> <tr> <td>総宿泊料金</td> <td>103.4%</td> </tr> <tr> <td>1人当たりの宿泊単価</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td>H18/1月～7月 宿泊人員</td> <td>590,083人</td> </tr> <tr> <td>H19/1月～7月 宿泊人員</td> <td>660,376人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70,293人増(11.9%増)</td> </tr> </table>	宿泊人員(対前年同月比)	103.4%	総売上	100.4%	1人当たりの消費単価	97.1%	総宿泊料金	103.4%	1人当たりの宿泊単価	99.9%	H18/1月～7月 宿泊人員	590,083人	H19/1月～7月 宿泊人員	660,376人		70,293人増(11.9%増)
	宿泊人員(対前年同月比)	103.4%															
	総売上	100.4%															
	1人当たりの消費単価	97.1%															
総宿泊料金	103.4%																
1人当たりの宿泊単価	99.9%																
H18/1月～7月 宿泊人員	590,083人																
H19/1月～7月 宿泊人員	660,376人																
	70,293人増(11.9%増)																
7月中旬、連休の台風によるキャンセル多発等宿泊人員の伸びがみられなかった。(白浜温泉旅館)																	
車両販売も微増であるが、上昇気運です。整備売上もやや持ち直しの感があります。ただ、当地域では価格破壊につながる価格競争への心配があります。(田辺自動車)																	
建 設 業	材料価格の高騰と受注単価の低下による影響は継続している。(電気工事)																
運 輸 業	売上高不変となるも、少しは対前年増加している。しかし全体としては、輸送数量の増加が見られない。燃料の高騰が依然続き、経営の悪化が増大している。8月の軽油価格は史上最高となる。今後、ますます単価が高くなると予想している。物流業界は軽油値上がり分を転嫁出来なければ、倒産業者が増えるものと考えられる。(市運送)																

充実した中央会共済制度のご案内

-- 堂々のラインナップ! --

共済制度実施団体 和歌山県中小企業団体中央会 / 加入資格 中央会の会員に属する法人・事業主

オーナーズプラン

事業保全資金の確保と役員退職金の準備

- ゆるぎなき経営のために豊かな保障を実現します。
- 掛金のご負担は全額事業主負担です。
- 大型保障による事業保全資金の確保のみならず、生前給付保障の活用により事業継続におけるリスク対応が可能です。
- 事業継承プランも取り揃えております。

総合保障プラン

事業主・役員・従業員の弔慰金・見舞金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、法人の支払った掛金は損金（全額もしくは一部）として算入でき、事業主が従業員のために支払った掛金は必要経費となります。被保険者の給与にもなりません。

特定退職金共済制度（新企業年金制度）

従業員の退職金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、月々の掛金は従業員一人1000円（1口）から30,000円（30口）までです。
- 掛金は損金（必要経費）として算入でき、従業員の給与にもなりません。（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）

パートナーズプラン

個人向けの死亡・医療保障制度

- 掛金は加入者負担です。
- 死亡保障・3大疾病に備える保障・1泊2日からの入院保障をはじめ必要に応じた保障の付加が可能です。

共済制度のご照会・ご相談は下記までご連絡下さい。

三井生命保険株式会社 和歌山支社

和歌山市小松原通1丁目1-11 大岩ビル TEL:073(432)3360 FAX:073(431)5232
各商品の概要を簡単に説明したものです。詳細は該当の商品パンフレットをご覧ください。

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雪災
総合火災共済 上記①～④及び ⑤物体の落下・衝突 ⑥騒じょう・労働争議 ⑦水ぬれ ⑧盗難 ⑨水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輛に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額（給付総額は300万円が限度です。）

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡(1事故につき300万円)
後遺障害共済金	10万円～300万円	後遺障害共済金
医療 入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
共済金 退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金（1年間の掛金）

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
//	2t超 27,000円

問合先 ● 和歌山市西汀丁26番地 TEL(073)431-3288(代)

富士火災の 和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる お得な保険制度です。

保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険

経営安心部長 

労災認定を待たずに保険金をお支払い！
従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！
(売上高方式の場合)
通勤途上や経営者の業務上災害も補償！
特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！
葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。
入院・通院保険金は1日目からお支払い！
特約により地震などの天災を補償！
建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！
経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険

入院医療保険金支払特約付帯



お工作中的ケガはもちろん、日常の病気入院も補償！
年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！
入院医療保険金特約にかぎります。
医師の診査は不要。各人の告知も不要！
被保険者数が5名以上の場合に限りです。
記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！
全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！
被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医療保険

医療費用担保特約付帯



ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合
健保の3割自己負担分をお支払いします！
差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）
入退院時の交通費をお支払いします！
ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！
最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

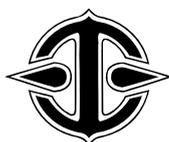
 富士火災海上保険株式会社

本社 〒542-8567 大阪府中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741 (大代表) HOME PAGE
http://www.fujikasai.co.jp
東京本社 〒104-8122 東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911 (大代表)





大門坂（那智勝浦町）



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852
FAX 073-431-4108
URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>
E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp